

ウ 医療職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	1 種	138,900円
	2 種	122,200円
	3 種	111,100円
	4 種	100,000円
	5 種	88,900円
3 級	4 種	93,800円
	5 種	83,400円
	6 種	73,000円

エ 医療職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7 級	1 種	110,800円
	2 種	97,500円
	3 種	88,700円
	4 種	79,800円
	5 種	70,900円
	6 種	62,100円
6 級	4 種	75,400円
	5 種	67,000円
	6 種	58,600円

オ 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
6 級	4 種	80,900円
	5 種	71,900円
	6 種	62,900円

カ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
6 級	2 種	130,200円

キ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	5 種	74,300円
	6 種	65,000円
	7 種	55,700円
3 級	7 種	54,300円
	8 種	45,200円
	9 種	36,200円

ク 教育職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	5 種	71,200円
	6 種	62,300円
	7 種	53,400円
3 級	7 種	52,100円
	8 種	43,400円
	9 種	34,700円

ケ 警察職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	1 種	120,600円
	2 種	106,100円
	3 種	96,500円
8 級	2 種	101,100円
	3 種	91,900円
	4 種	82,700円
	5 種	73,500円
	6 種	64,300円
	7 級	3 種
7 級	4 種	81,500円
	5 種	72,400円
	6 種	63,400円
6 級	3 種	87,400円
	4 種	78,700円
	5 種	69,900円
	6 種	61,200円

コ 一般職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
8 級	2 種	104,200円
	3 種	94,800円
	4 種	85,300円
	5 種	66,300円
7 級	3 種	89,700円
	4 種	80,700円
	5 種	71,700円
	6 種	62,800円

6級	3種	84,300円
	4種	75,900円
	5種	67,400円
	6種	59,000円

サ 警察研究職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
4級	3種	90,300円
	4種	81,200円
	5種	72,200円
	6種	63,200円

(備考) 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特段の事情があると人事委員会が認める職にある職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- (1) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- (2) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- (3) 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- (4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)第12条の2、長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)第16条又は長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)第13条の規定により給料の特別調整を行う職にある職員のうち、この規則による改正後の給料の特別調整額に関する規則(以下「新規則」という。)第3条の規定による給料の特別調整額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該給料の特別調整額のほか、当該給料の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の特別調整額として支給する。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の

区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員(以下「同一給料表適用職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、上位区分相当職員(同日においてこの規則による改正前の給料の特別調整額に関する規則別表に掲げる職にあった職員の当該職に係る同表の支給割合欄に定める割合(人事委員会が別に定める職にあっては、人事委員会が別に定める割合)及び同日において同規則別表に掲げる職にあった職員の給料月額に乗ずる割合に対応する次の表の割合欄に掲げる割合に対応して同表の区分欄に定める区分(以下「旧区分」という。)より高い区分に相当する新規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職にある職員をいう。第3号において同じ。)及び相当区分職員(旧区分に相当する新規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職にある職員をいう。第3号において同じ。) 同日にその者が受けていた給料の特別調整額(人事委員会が別に定める者には、人事委員会が別に定める額)

割合	区分
$\frac{25}{100}$	1種
$\frac{22}{100}$	2種
$\frac{20}{100}$	3種
$\frac{18}{100}$	4種
$\frac{16}{100}$	5種
$\frac{14}{100}$	6種
$\frac{12}{100}$	7種
$\frac{10}{100}$	8種
$\frac{8}{100}$	9種

- (2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員(旧区分より低い区分に相当する新規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職にある職員をいう。第4号において同じ。) 同日に当該旧区分より低い区分に相当する割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額
- (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、上位区分相当職員又は相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額
- (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額

- (5) 施行日以後に給料表を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる給料の特別調整額
- (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国、他の地方公共団体若しくは職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団体の職員であった者又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年長野県条例第38号）第10条第1項第1号に規定する退職派遣者であった者から計画的な人事交流等又は業務従事期間の満了等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が別に定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が別に定める額
(長野県人事委員会事務処理規則の一部改正)

4 長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(3)中「別表」を「別表第1」に、「人事委員会と協議して定めるものとする職」を「職の協議に応じること」に、「支給割合の協議」を「区分を定めること」に改め、「に依ること」を削る。

(長野県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

5 長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表のイの第1号区分の項の第2号及び第3号中「に限る」を「又はその区分が1種であったものに限る」に改め、同イの第3号区分の項の第2号中「に限る」を「又はその区分が4種であったものに限る」に改め、同項の第5号及び第6号中「に限る」を「又はその区分が6種以上であったものに限る」に改め、同項の第9号中「に限る」を「又はその区分が5種であったものに限る」に改め、同イの第5号区分の項の第7号及び第8号中「に限る」を「又はその区分が7種であったものに限る」に改め、同イの第7号区分の項の第4号、第5号及び第9号中「(期末手当加算職員であった者に限る。)」を削る。

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

6 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年長野県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条第1項」を「第27条」に改める。

第2条第1項第1号中「給料の特別調整額の算定に用いる割合」を「職に係る給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）第2条の規定による区分」に改め、同号のア中「100分の25」を「1種」に改め、同号のイ中「100分の22又は100分の20」を「2種又は3種」に改め、同号のウ中「100分の18又は100分の16」を「4種又は5種」に改め、同号のエ中「100分の14又は100分の12」を「6種又は7種」に改め、同号のオ中「100分の10又は100分の8」を「8種又は9種」に改める。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第5号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「の規定による給料の特別調整額の支給割合が100分の25又は100分の22」を「第2条の規定による区分が1種又は2種」に改める。

別表第2中 「副出納長
知事の事務部局の本庁の部長」 を

「知事の事務部局の本庁の部長」に、

「地方事務所長
県立病院長
県立総合リハビリテーションセンター所長
環境保全研究所長
議会事務局長」 を

「会計管理者
地方事務所長
県立総合リハビリテーションセンター所長
県立病院長
議会事務局長
人事委員会事務局長」 に、

「教育次長」を 「教育次長
労働委員会事務局長」 に、

「企画参事
総務参事」 を 「総務参事」 に、「商工技監」を

「商工技監
観光参事」 に、「土木技監
技術参事」 を 「土木技監」 に、

「会計参事
県税収納推進センター所長」 を 「企画参事
会計参事」 に、

「消防学校長」を

「県立総合リハビリテーションセンター次長」に、

「佐久保健所長 上田保健所長」を「上田保健所長」に、「松本保健所長 長野保健所長」を「大町保健所長」に、

「県立総合リハビリテーションセンター次長
医療技監」 を

「医療技監
環境保全研究所長」 に、「上田建設事務所長」を「佐久建設

事務所長 上田建設事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

長野県人事委員会規則第6号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を

改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第5号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第271号

長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の一部を次のように改正します。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

第3条第3項中「看護師」の次に「又は助産師」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定によるほか、長野県木曽看護専門学校を卒業した後、直ちに、助産師の養成施設に進学し、当該養成施設に在学している者で将来長野県立木曽病院において助産師の業務に従事することを条件として修学資金の貸与を受けようとするものに対する当該修学資金の貸与の額は、月額8万円とする。

第12条第1項第3号中「看護師」の次に「又は助産師」を、「当該学校」の次に「又は助産師の養成施設」を加え、同項第6号中「当該養成施設」を「第2号に規定する当該養成施設」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 長野県木曽看護専門学校を卒業した後、直ちに、助産師の養成施設に進学し、当該養成施設に在学している者で将来長野県立木曽病院において助産師の業務に従事することを条件として修学資金の貸与を受けたものが、当該養成施設を卒業した日から1年以内に助産師の免許を受けなかったとき、又は当該免許を受けた後、直ちに、当該病院において看護師又は助産師の業務に従事しなかったとき。

第13条第1項第3号中「助産師の業務」を「看護師又は助産師の業務」に改め、同項第4号中「木曽看護専門学校」の次に「助産師の養成施設」を、「看護師」の次に「又は助産師」を加え、「災害」を「助産師の養成施設への進学、災害」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 第3条第4項の修学資金の貸与であった場合で、長野県木曽看護専門学校を卒業した後、直ちに、助産師の養成施設に進学し、当該養成施設を卒業した日から1年以内に助産師の免許を取得し、直ちに、長野県立木曽病院において看護師又は助産師の業務に従事し、かつ、従事した期間が2年間(災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により看護師又は助産師の業務に従事しなかった期間がある場合は、当該従事しなかった期間を2年に加えた期間)継続したとき。

第13条第4項第2号中「助産師」を「看護師又は助産師」に改める。

第15条第1項第2号中「に修学している場合」を「(助産師の養成施設を除く。)に修学している場合又は同条第4項に規定する者が、助産師の養成施設を卒業後、さらに異種の養成施設に修学している場合」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の施行の日以後に長野県看護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

医療政策課

長野県収用委員会告示第1号

長野県収用委員会運営規程(昭和54年長野県収用委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県収用委員会

第6条中「企画局土地・景観課」を「企画局企画課土地対策室」に改める。

第7条中「企画局土地・景観課」を「企画局企画課土地対策室」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 企画課土地対策室長

第7条第2号中「第51条の17第7号」を「第51条の15第2項第7号」に改め、同条第3号中「第51条の17第10号」を「第51条の15第2項第8号」に改める。

第8条(見出しを含む。)及び第19条第2項中「土地・景観課長」を「企画課土地対策室長」に改める。

別表第2中「土地・景観課長」を「企画課土地対策室長」に改める。

土地・景観課